

- ・「通報者への報復」行為に罰則を追加、公益通報者保護法を改正
- ・コンプライアンスあるある
- ・人権侵害は他人ごとではありません
- ・ちょっとひと息 コンプライアンスクイズ！



澄んだ空気と街の彩りが美しい季節。年末に向けて慌ただしさが増す時期ですが、温かい食事や十分な休養で心身を整え、穏やかな時間をお過ごしください。皆さまが笑顔で新しい年を迎えられますように。

発行者：MCC 法務・コンプライアンス本部 コンプライアンス部

「通報者への報復」行為に罰則を追加、公益通報者保護法を改正

会社などの組織の不祥事を通報した人の保護を強化する改正公益通報者保護法が2025年6月に成立・公布され、2026年中にも施行される見通しだ。改正前も通報者に対する解雇や懲戒処分などの報復は禁止されていたが罰則はなかった。しかし、改正後は報復をした事業者や担当者には罰金や拘禁刑が科される。また、処分に対して通報者が民事裁判で争った場合、事業者側が公益通報を理由としたものではないことを立証する責任を負うこととなっている。そのほか、通報窓口を適切に整備しない場合に罰則が科される、通報者の範囲が拡大されフリーランスも含まれるなどの点が改正された。

コメント：

公益通報者保護法の改正により、今後、通報者の保護が強化されます。内部通報をめぐっては兵庫県知事のパワハラを通報した職員が特定される事案が発生し、社会的な関心が高まりました。このような行為は公益通報を阻害する要因であるとして、今回の改正では通報者を特定する行為も禁止されることになります。

また、企業の通報窓口では、同法が保護する一定の法律違反に関する「公益通報」に加え、法令違反以外の事柄も幅広く受け付けています。これらの通報のうち、同法の対象とならないものについても、通報者の氏名や通報内容は社内規程により適切に管理され、不利益な取り扱いを受けないよう保護されます。これらの仕組みは、課題や不正を早期に把握し、再発防止や健全な職場づくりにつなげるための重要な手段です。社員一人ひとりの声が、会社全体の信頼と安全を支える力となります。

コンプライアンスあるある

会社で購入した雑誌に、業務に役立つような情報が載っていた。スキャンしてPDF化し同僚たちにメールで配信した。社内利用なら問題ないよね？

コメント：

雑誌の記事は著作物であり、許諾なく複製・配布すると著作権侵害の恐れがあります。私的な目的での複製は認められていますが、業務目的での情報共有は対象外です。PDF化して配信する行為は著作権の複製権・公衆送信権侵害に当たります。雑誌は原本のまま閲覧しましょう。Webの記事を職場で共有する場合は、URLを送付する、または要約して伝えましょう。引用する際は、引用する側と引用される側を明瞭に区別する、出典元を明示するといったルールを守ってください。



人権侵害は他人ごとではありません



この4コマ漫画
に関する
解説は
[こちら](#)

ちょっとひと息 コンプライアンスクイズ！

Q 昨夜は飲み会が盛り上がり、0時過ぎまでずっとお酒を飲んでた。その後、数時間ほど熟睡して酔いはすっかりさめたから、朝から用事があるので車を運転しようと思う。

- A ①：運転してもよい（体感的に酔いはさめている）
②：絶対に運転しない（代替手段をとる／運転予定が業務なら上長・担当に連絡する）
(クイズの解答・解説は→ [リンク](#))



コンプライアンス・ホットラインについて

コンプライアンス・ホットラインへの連絡先やルールは、右のアイコンをクリックしてご確認ください。

